

新婚生活を始められる方を応援！ 小松島市結婚新生活支援事業補助金 のお知らせ

新婚生活を始められる方に対して、生活にかかる住宅費用(住宅購入費、家賃、敷金礼金、共益費等)や、引越し費用を補助します。

- 補助金額 上限30万円(夫婦ともに39歳以下の世帯)
上限60万円(夫婦ともに29歳以下の世帯)

■申請期限 令和6年3月31日まで※

※申請時に支払いが完了している、住宅費、引越し費用が補助対象です。

■対象者

- 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに結婚した夫婦
- 結婚時夫婦共に39歳以下であること
- 夫婦合算の世帯所得が500万円未満であること
- 市税等の滞納がないこと 等

まずは企画政策課へ
ご相談を！



【お問い合わせ先】市企画政策課 ☎32・2127 / FAX33・4560

Mail:kikakuseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

▲市ホームページはこちら

統計調査員を募集しています

小松島市では、統計調査員として登録し、各種統計調査に従事される方を募集しています。統計調査員とは、調査の任命期間中、非常勤の公務員として活動していただく方です。調査終了後には報酬が支払われます。応募をお待ちしています。

国や地方公共団体が作成する統計は、行政機関が施策を考え、実行するための基礎資料となります。また、広く一般に公表され、民間でも使われています。統計は世の中の姿を正確に表し、私たちの暮らしをより良くするための方向性を見極める基礎として、重要な役割を果たしています。

■資格

- ①満20歳以上で責任をもって調査事務を遂行できる健康な方
- ②調査で知り得たことなどの秘密を守る方
- ③税務、警察、選挙に直接関係のない方
- ④暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方

■任用期間

1調査につき約2ヶ月間(調査によって変動あり)

※期間中、調査員は非常勤の公務員となり、守秘義務が課せられます。

■仕事内容

- ①事務の説明会に出席。受け持ちの調査地域の世帯の訪問。
- ②調査票の配布・記入依頼・回収。自宅での点検・整理・書類作成。
- ③調査票および関係書類を市・県へ提出。
(調査によって内容が異なる場合があります)

■報酬(報酬の金額は、調査の内容や担当区域によって変動します)

参考例:概ね50世帯を1地域担当する場合:約3万8千円(令和2年国勢調査)

■応募方法 市役所3階DX推進課統計情報室までお申し込みください。

『統計調査員登録書』に必要事項を記入して提出されることで統計調査員として登録されます。

※『統計調査員登録書』は市のホームページおよび市役所1階の総合案内でも入手可能です。

※市のホームページから電子申請による応募もできます。

■その他

- 各調査によって定員があるため、毎回は採用されない場合がありますが、統計調査員として登録されますと、今後調査実施の際に市役所の担当からお仕事の連絡をいたします。
- 希望された地区を担当できない場合もありますので、あらかじめご承知ください。(可能な限り考慮します。)
- 活動時間や提出期限を守っていただくことが原則ですが、1日のうち数時間を調査活動にあてるなど自分で計画を立てることができる為、退職された方、お仕事や家事の隙間時間を有効活用したい方、大学生の方など、様々な立場の方が活動しています。
- 調査ごとに県・市・指導員のサポートや調査員専用のコールセンターがありますので、未経験の方も活動していただけます。ぜひご応募ください。

【お問い合わせ先】

市DX推進課統計情報室(市役所3階)

☎32・3803

Mail:tokei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

